

10月から

高齢者のインフルエンザ、 新型コロナウイルス 定期予防接種が始まります



▷問い合わせ 健康づくり係
(☎223-3533)

予防接種は、重症化を予防する効果があると認められていますので、希望する人は、早めに接種を受けましょう。

なお、接種の義務はありません。自らの意思で接種を希望する場合のみ接種を行うものです。



対 象

接種する時点で

- ① 65 歳以上の人
- ② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人

接種期間

10月1日(☎)～令和8年3月31日(☎)

接種回数

1 回

接種料金

- インフルエンザ 課税世帯の人は1500円
- 新型コロナウイルス 課税世帯の人の接種料金は未定です。
※決まり次第、ホームページに掲載
- 生活保護受給者と町民税非課税世帯（世帯構成員全員が非課税）の人は無料です。
無料の人は、以下の書類のいずれかを接種前に医療機関に提示してください。
- 生活保護証明書類（診療依頼書）
※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療資格確認書（区分Ⅰ・Ⅱ）
※オンライン資格確認等システム導入済み医療機関に限り、マイナ保険証でも確認可
- 令和7年度介護保険料額決定通知書（所得段階1・2・3段階の人）
- 介護保険負担限度額認定証
- 介護保険特定負担限度額認定証
- 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づく本人確認証
- ※無料対象者で上記の書類がない人は、接種前に健康づくり係で手続きが必要です。氏名・生年月日・住所が確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参してください。
- ※代理人（対象者と世帯が異なる人）が窓口申請に来る場合は、委任状が必要です。



町ホームページ

接種できる町内の医療機関（接種前に予約をしてください）

医療機関名	電話番号	インフルエンザ	新型コロナ
芦屋中央病院	222-2931	○	○
おのむら医院	222-1234	○	×
柿木医院	223-0027	○	○
須子医院	223-0126	○	○
聖和会クリニック	223-1112	○	○
花美坂クリニック	223-2500	○	かかりつけのみ

※町外の福岡県予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。福岡県予防接種広域化実施医療機関以外で接種する場合、事前に健康づくり係に問い合わせてください。

私たちの手で支えあいの地域をつくる



▷問い合わせ

芦屋町社会福祉協議会 (☎222・2866)

一芦屋町のボランティア団体 紹介シリーズ3「芦屋手話の会」一

町内では、「芦屋町手をつなぐリボンの会」というボランティア団体が活動しています。その中に6団体が所属しており、さまざまな分野の活動をしています。今回は「芦屋手話の会」(以下 手話の会)を紹介します。

手話の会 (結成して12年)

- ◆活動場所 ボランティア活動センター
- ◆活動日時 水曜日(不定期で月2回)
午後7時から9時
- ◆活動人数 8人
- ◆活動に込めた想い



日常の中で当たり前に関わられる「ことば」が、誰かにとっては届きにくい。そのような中で手話は伝える、分かりあえる「ことば」になります。

私たちは、人権講演会などで依頼を受け、手話通訳を行ったり、福祉授業の中で小学校のこどもたちに簡単な手話を紹介したりしています。

これらの活動で、皆さんにも「ことば」としての手話が身近に感じてもらえるとうれしいです。

【活動レポート】

今回取材を行った人権講演会では、場面に応じた手の動きや顔の表情で伝える手話通訳により、思わず笑顔になるエピソードを参加者全員で楽しく共有することができました。手話を通じて笑顔がもたらされ、互いに助け合う環境の大切さを学びました。

「ことば」である手話は、互いを理解し、人を思いやるコミュニケーションで大切な役割を担っています。地域の助けあいの中でも、手話が身近になるような環境づくりに努める必要があると感じました。



手話の会の活動に興味がある人、見学・入会をしてみたい人は、芦屋町社会福祉協議会に連絡してください。